

香川県報



第 73 号

平成 16 年

9月14日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅

（水産課）

一

公告

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出

（経営支援課）

一

土地改良事業の認可

（土地改良課）

二

土地改良事業に係る換地計画の適否決定

（ ）

（ ）

土地改良事業に係る異種目換地の指定

（ ）

（ ）

選挙管理委員会告示

●地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数等

告示

香川県告示第六百三十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、高松東部加入区について、平成十二年香川県告示第五百九十四号による保険に付すべき義務は、平成十六年九月十一日限り消滅したので告示する。

平成十六年九月十四日

香川県知事 真鍋武紀

公告

香川県公告第四百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年九月十四日

香川県知事 真鍋武紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

有限会社國村不動産 高松市上福岡町二二四〇番地

ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイキ上福岡店 高松市上福岡町字深田八三八番地一ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 有限会社國村不動産 代表取締役 國村綾子

変更後 有限会社國村不動産 代表取締役 國村茂樹

4 変更年月日

平成十六年五月十日

5 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

二 届出年月日

平成十六年九月三日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年九月十四日（火曜日）から平成十七年一月十四日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周

辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十七年一月十四日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第四百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、多度津町土地改良区が土地改良事業(かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業)堀江大畑地区)を行うことについて平成十六年八月二十七日認可した。

平成十六年九月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、飯山町の土地改良事業(非補助土地改良事業(区画整理事業)下新開地区)の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を飯山町産業振興課において平成十六年九月二十二日から同年十月十二日まで縦覧に供する。

平成十六年九月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、経営体育成基盤整備事業山田地区(第二工区)において樹立する換地計画に關し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年九月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 所 在 | 地 番 | 地 目 | 用 途 | 地 積 |
|--------------------|-------|-----|-----|----------|
| 綾歌郡綾上町大字山田下 字北代 | 三 六 三 | 田 | 田 | 五 平方メートル |

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数(その者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。)は、次のとおりである。

平成十六年九月十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

- 五十分の一の数 一六、七〇四人
- 三分の一の数 二〇五、八六四人
- 県議会議員各選挙区における三分の一の数 九一、〇七〇人
- 高松市選挙区

| | |
|-----------|---------|
| 丸亀市選挙区 | 二一、七一八人 |
| 坂出市選挙区 | 二〇、五七〇人 |
| 善通寺市選挙区 | 九、四七〇人 |
| 観音寺市選挙区 | 一一、〇二二人 |
| さぬき市選挙区 | 一五、四三二人 |
| 東かがわ市選挙区 | 一〇、五六五人 |
| 小豆郡選挙区 | 九、七二四人 |
| 木田郡第一選挙区 | 七、九八七人 |
| 木田郡第二選挙区 | 六、七四八人 |
| 香川郡選挙区 | 九、八八〇人 |
| 綾歌郡選挙区 | 二一、五三四人 |
| 仲多度郡第一選挙区 | 八、九七六人 |
| 仲多度郡第二選挙区 | 六、五五九人 |
| 三豊郡第一選挙区 | 二〇、一五四人 |
| 三豊郡第二選挙区 | 六、〇〇〇人 |

平成十六年九月十四日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています